

令和元年 第5回

北見市第二農業委員会総会議事録

日 時	令和元年9月27日(金)
場 所	第二農業委員会会議室
	午後 6時00分 開会
	午後 6時20分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 報告第1号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

3 令和元年第5回北見市第二農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	菊池 広 君		
2	菅原 正信 君		
3	貝沼 輝美 君		
4	加藤 貴善 君		
5	中川 博光 君		
6	中野 彰裕 君		
7	樋渡 明 君		
8	水戸部正己 君		
9	山内 幹司 君		
10	麻島 秀喜 君		
11	内藤 貴之 君		
12	植松 正仁 君		
13	岡田真理子 君		
14	久世 和徳 君		
15	清井 俊幸 君		

	氏名	出席	欠席
16	清尾 雅人 君		
17	深尾 勇治 君		
18	森脇 幸喜 君		
19	越智 弘己 君		
20	東海林 晃 君		
21	伊藤 稔 君		
22	黒瀬 大雄 君		
23	長尾 正典 君		
24	畠山 政博 君		
25	森谷 裕美 君		
26	茂住 修二 君		
27	檉尾 英司 君		

出席 27 名
欠席 0 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課長	市 山 恵 一 君
農地 係長	谷 地 洋 光 君
総務 係長	清 水 拓 君
分室 係長	川 村 一 哉 君
分室 係長	佐 野 朋 也 君
分室 係長	下 屋 勝 君

(3) 議 長 檉尾 英司 君
署名委員 1番 菊池 広 委員
署名委員 2番 菅原 正信 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、令和元年5回北見市第二農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしく願いいたします。

議長
(樫尾 英司君)

これより、令和元年第5回北見市第二農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、27名全員の出席であります。
次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(樫尾 英司君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は1番 菊池委員、2番 菅原委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日かぎりにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日かぎりとして決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページから3ページでございます。
議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
今回の申請は、所有権売買が4件、所有権贈与が1件の合計5件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、許可に係る地目及び面積は、3ページ欄外に記載のとおり、「田」が2筆、「畑」が27筆で合計面積は、392,767㎡であります。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

7番
(樋渡 明君)

端野班に関わる案件、番号1番、2番についてご説明いたします。
番号1番、権利は、所有権売買、所在及び地番は、端野町一区 「畑」、
外「田」2筆、「畑」1筆で合計面積は、48,186㎡です。

譲渡人は、 さん。譲受人は、 さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号2番、権利は所有権売買、所在及び地番は、端野町端野 「畑」、
外「畑」1筆、合計面積は、14,161㎡です。譲渡人は、 さん。譲受人
は、 さんです。申請事由以下は記載のとおりです。
以上でございます。

議 長
(櫻尾 英司君)

つづきまして、常呂班よりお願いいたします。

12番
(植松 正仁君)

常呂班に関わる案件、番号3番から5番についてご説明いたします。
番号3番、権利は所有権売買、所在及び地番は、常呂町字土佐 「畑」
面積は、900㎡です。譲渡人は、 さん。譲受人は、 さんです。
申請事由以下は記載のとおりです。

番号4番、権利は所有権贈与、所在及び地番は、常呂町字岐阜 「畑」、
外「畑」19筆、合計面積は、290,737㎡です。譲渡人は、 さん。譲受
人は、 さんです。申請事由以下は記載のとおりです。

番号5番、権利は所有権売買、所在及び地番は、常呂町字富丘 「畑」、
外「畑」1筆、合計面積は、38,783㎡です。譲渡人は、 さん。譲受人
は、 さんです。申請事由以下は記載のとおりです。
以上でございます。

議 長
(櫻尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて
おります議案に対する質疑に入ります。どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につい
て』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の4ページから5ページでございます。
議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたし
ます。

今回の申請は、所有権売買が2件、使用貸借による権利が1件です。
なお、許可に係る地目及び転用面積は、5ページ欄外に記載のとおり、「畑」
が5筆で、合計面積は11,865㎡であります。
これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ていきますことから、担当
分室係長から説明をいたします。
以上でございます。

分室係長
(川村 一哉君)

端野班に係る案件、番号1番についてご説明いたします。
番号1番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、端野町協和外2筆。現況地目は「畑」、合計面積は、8,638㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。譲渡人は、
さん。譲受人は、
さん(持分2分の1)、
さん(持分2分の1)です。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、車輛置場、コンテナ置場、農作業場、農機具置場、通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。
以上でございます。

分室係長
(佐野 朋也君)

常呂班に係る案件、番号2番についてご説明いたします。
番号2番、権利は、使用貸借による権利です。所在及び地番は、常呂町字共立。現況地目は「畑」、面積は、2,736㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。貸主は、
。借主は、
です。転用目的及び計画の内容は、ポーリング調査。申請事由以下につきましては記載のとおりです。
以上でございます。

分室係長
(下屋 勝君)

留辺蘂班に係る案件、番号3番についてご説明いたします。
番号3番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、留辺蘂町旭北。現況地目は「畑」、面積は、491㎡です。農地区分は、第3種農地。譲渡人は、
さん。譲受人は、
さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅、庭、家庭菜園、駐車場、物置、通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。
以上でございます。

議 長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5、『議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の6ページから7ページでございます。
議案第3号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
今回、北見市長より付議された案件は、所有権売買が2件、賃借権が4件の合計6件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
なお、集積計画に係る地目及び面積は、7ページ欄外に記載のとおり、「田」が2筆、「畑」が19筆で合計面積は、297,785㎡であります。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

7番
(樋渡 明君)

端野班に関わる番号1番、2番についてご説明いたします。
番号1番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は2,330,000円、10a当たり279,600円です。
番号2番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は3,906,000円、10a当たり39,800円となります。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

つづきまして、常呂班よりお願いいたします。

12番
(植松 正仁君)

常呂班に関わる番号3番についてご説明いたします。
番号3番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は274,540円、10a当たり7,100円となります。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

つづきまして、留辺蘂班よりお願いいたします。

23番
(長尾 正典君)

留辺蘂班に関わる案件、番号4番から6番についてご説明いたします。
番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は250,000円、10a当たり9,100円となります。
番号5番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は154,680円、10a当たり6,000円となります。
番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は590,000円、10a当たり6,000円となります。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますと思います。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第7、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の8ページから10ページでございます。
報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。
今回の届出は、所有権相続が5件であります。
番号1番、所在及び地番は、端野町川向 「畑」、面積は、1,101㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年8月26日、受理通知日は令和元年8月28日です。
番号2番、所在及び地番は、常呂町字富丘 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は、38,783㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年9月10日、受理通知日は令和元年9月12日です。
番号3番、所在及び地番は、留辺蘂町川北 「畑」、外「畑」26筆、合計面積は、226,661.49㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年8月9日、受理通知日は令和元年8月22日です。
番号4番、所在及び地番は、留辺蘂町旭1区 「畑」、面積は、15,719㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年8月30日、受理通知日は令和元年9月4日です。
番号5番、所在及び地番は、留辺蘂町金華 「畑」、面積は、3,060㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年9月2日、受理通知日は令和元年9月5日です。
なお、届出に係る地目及び面積は、10ページ欄外に記載のとおり、「畑」が32筆で、合計面積は、285,324.49㎡です。
これらの案件につきましては、北見市第二農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。
以上でございます。

議 長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議 長
(櫻尾 英司君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。
それではこれにて、令和元年第5回北見市第二農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年9月27日

議 長 榎 尾 英 司

署名委員 菊 池 広

署名委員 菅 原 正 信